

お年寄りへの虐待かな

と感じたら、ご連絡ください

高齢者虐待の相談窓口は…長浜市地域包括支援センター
《市高齢者介護福祉課内》(☎⑥7789)

人生いつまでも尊厳をもって過ごしたい・・・とは、誰もが願うこと。
しかし現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっています。高齢者の中には、辛く不満があっても、声を出せない人がいます。あなたの身近にも、そんな人はいませんか？

いろいろな虐待があります

虐待といっても、その形態はさまざまです。

目の前の状況を「自分自身がその状態に置かれたときにどう感じるか」という目線で考えてみてください。

身体的虐待

体にあざや痛みを与える暴力的な行為などや、外部との接触を意図的、断続的に遮断する行為。

・殴る、蹴る、やけどを負わせる

・ベッドやいすに縛り付ける

・薬を過剰に飲ませる など

心理的虐待

言葉の暴力、無視、威圧的な態度で精神的、情緒的苦痛を与えること

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う

・侮辱をこめて子どものように扱う

・意図的に無視する など

経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の利用を理由なく制限すること。

・日常生活に必要な金銭を渡さない

・勝手に年金や預金を使う

・本人名義の不動産を無断で処分する など

性的虐待

合意に基づかない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

・性的接触、いやがらせ

・必要に体を露出させる など

介護・世話の放棄

介護や生活の世話をする家族が、それを放棄・放任して生活環境、身体、精神的状態を悪化させること。

・食事、入浴、おむつ交換などの世話をしない

・医療・介護サービスを受けさせない

・掃除、温度調整など住環境を整えない など

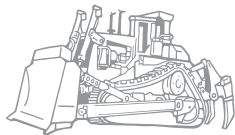
市税務課へ申告を償却資産の申告は1月31日までに

事業にお使いの資産は(土地・家屋を除く)である償却資産は、固定資産税の課税対象です。

市内で事業(農業を含む)をされている方は、個人・法人の別や資産の多少に関わらず、毎年1月1日現在でお持ちの資産を申告していただくことになります。

対象となる方には、12月中旬に申告書を送付しますので、お早めに申告していただきますようお願いいたします(前年度から資産状況に異動がない場合でも申告は必要です)。

申告書が届いていなかったり、該当する資産がない場合はお知らせください。



お問合せは、市税務課資産税係(☎⑥6523)へ。

建物を取り壊したり、使い方を変えたりした場合はお知らせください

毎年1月1日にお持ちの家屋・土地には固定資産税や都市計画税(市街化区域)が課税されます。

次の場合は、平成19年度の課税額が変わることがありますので、市税務課へご連絡ください。

- ・家屋(全部・一部)を取り壊した場合
- ・住宅から店舗などへ、店舗などから住宅へ用途変更をした場合
- ・未登記家屋を売買・相続等で所有権を移転した場合

※登記済のものやすでに税務課へ届出されている場合は不要

なお、平成19年1月以降に届出をされる場合は、取壊し委託業者等の証明書が必要です。

お問合せは、市税務課資産税係(☎⑥6523)へ。

記帳相談会日程

対象地区以外でも参加できます

日 時	対 象 地 区	会 場
12月4日(月) ☆	びわ南小学校区	びわ文化学習センター 2階サークル室
5日(火) ☆	午前 内保町、大依町、 八島町、尊勝寺町、平塚町 午後 以外の湯田小学校区	浅井支所3階大会議室
6日(水)	午前 下草野小学校区 午後 田根小学校区	
7日(木)	午前 上草野小学校区 午後 七尾小学校区	びわ文化学習センター 2階サークル室
8日(金)	びわ北学区	
☆11日(月)	神照西部地区	JA神照支所2階会議室
12日(火)	神照東部地区	神照公民館2階ホール
13日(水)	六荘地区	六角館セミナールーム
14日(木)	西黒田地区 神田地区	西黒田公民館和室 神田公民館和室
15日(金)	南郷里地区 北郷里地区	JA南郷里支所2階会議室 北郷里公民館2階ホール

☆の日程は、税務署の現地指導あり

《相談時間》

午前の部：午前9時30分～11時30分
(受付時間：午前9時～9時30分)

午後の部：午後2時～4時
(受付時間：午後1時30分～2時)

◆市役所窓口でも相談受付を実施◆

12月7日(木)、14日(木)午後5時～7時
税務課、各支所市民生活課窓口でも相談していただけます。

認定書のお問合せは、各認定書交付窓口へ。税の控除に関するお問合せは、市税務課市民税係(☎⑥6524)へ。

〇浅井支所保健福祉課(☎⑦4354)

〇びわ支所保健福祉課(☎⑦5254)

〇市役所東別館高齢者介護福祉課(☎⑥7789)

〇介護認定調査票で「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であること

《認定書交付窓口》

〇市役所東別館高齢者介護福祉課(☎⑥7789)

〇浅井支所保健福祉課(☎⑦4354)

〇びわ支所保健福祉課(☎⑦5254)

〇介護認定調査票で「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であること

〇介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

〇介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

〇介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

昨年まで農業所得標準で申告されていた方への

農業所得収支計算記帳相談会

市税務課では、農業所得の収支相談会を開催します。

相談会は、確定申告のような個別相談ではなく、全体会方式としますが、ご質問があれば、相談会終了後、個別にご相談ください。

《対象》

昨年まで、農業所得標準で申告し、本年中に農作物を販売・出荷した方で、白色申告をされる方。

お問合せは、市税務課市民税係(☎⑥6524)、浅井支所市民生活課(☎⑦4352)、びわ支所市民生活課(☎⑦253)へ。

る概ね3反以上の耕作者
※飯米(自家消費)・贈答米・緑故米だけで、農作物を販売・出荷していない方は、申告の義務がありませんので、参加不要です。

お問合せは、市税務課市民税係(☎⑥6524)、浅井支所市民生活課(☎⑦4352)、びわ支所市民生活課(☎⑦253)へ。

《相談会にお持ちいただくもの》

①筆記用具 ②電卓

③市作成の農業所得収支計算ノート
(昨年の説明会等で配布したもの。会場にもあります)

④農業関係の出荷伝票、振込明細書、領収書、土地改良賦課金の領収書、作業受託・小作料の明細書など、農業収入・支出がわかるもの

⑤市が送付した「農業用減価償却資産のお知らせ」
※本年中に農機具を購入された方はその領収書も

⑥固定資産税の納税通知書(市から5月中旬に送付)

⑦軽自動車税の納税通知書または領収書

年末調整や確定申告で障害者控除を

次に該当する高齢者の方や、その高齢者を扶養されている方は、年末調整や確定申告で、障害者控除を受けることができます。

控除を受けるには、認定書が必要です。次の窓口で申請を行ってください。

《対象者》

介護保険の認定を受け、次のいずれかに該当する方

〇介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

〇介護認定調査票で「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であること

〇介護認定調査票で「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であること